

# 業務仕様書

## 1. 業務名

札幌市に係る I ターン経験者への Web アンケート調査業務

## 2. 業務目的

札幌市では、若年層の地元定着支援や就労の促進、移住フェア等による圏域外からの移住の促進など、人口減少の緩和や労働力の確保を図るため、様々な取組を行っているが、今般の多様な働き方の拡がり（リモートワークの普及等）により、地方への転職・移住を検討される方が増加傾向にある。

そのような中、出身地とは別な地域に移り住む I ターンにより札幌市を選択し居住された方への意識調査を行うことで、“本市が選ばれた要因”や“今後、本市が取るべきまたは充実させるべき I ターン施策”等について、行政・民間それぞれの視点で求められる取組について把握し今後の人口減少緩和施策に効果的に繋げていくことを目的に調査を実施する。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和6年 3 月 15 日(金)まで

## 4. 業務内容

### (1) Web アンケートによるモニター調査

#### ア 調査対象

- ・北海道外出身者であること。
- ・新卒、転職、移住のいずれかで「札幌市」へ居住の経験があること。  
なお、現在、札幌市に居住していない方も対象とする。
- ・年齢は 20～50 歳代とし、現役で働いている方。

#### イ 調査方法

- ・Web アンケートを活用したモニター調査を行うこと。
- ・サンプル数を収集するため、委託者と協議の上、受託者負担で追加調査をすることを妨げないものとする。
- ・設問数は 25 問程度。設問策定にあたり、委託者と協議し、受託者の業務に関する知識をもとに助言を行うこと。

#### ウ 目標サンプル数

- ・100 件以上とする。
- ・調査は必要サンプル数に達するまで実施。規定の数量に達するよう必要に応じて回答者へのインセンティブ等を検討すること。

## エ アンケート集計業務等

- ・アンケート集計結果は設問ごとに単純集計し、委託者の指示に基づき必要なクロス集計を行うこと。
- ・表およびグラフの作成や解説等を加え、視覚的にわかりやすくまとめること。

## (2)調査票の分析業務及び報告書の作成等

### 【調査票の分析業務】

#### ア アンケート調査票(案)への助言

- ・問や選択肢などの加筆修正や構成、クロス集計の分析軸の提案等を含む。

#### イ 調査方法・結果分析への助言

- ・(1)の調査結果を踏まえて、「新卒・転職・移住」の観点から、それぞれ結果分析を行うこと。
- また、受託者は、以下(「分析例」)に提示したもの以外の分析方法について助言を行うこと。

#### 分析例)

- I ターンに至った要因について
- I ターンと転職の関連性
- 単身世帯、ファミリー世帯での意識(要因)の違い
- 札幌市への I ターンの動きを促進させるために必要、または充実させるべき取組
- 行政側、民間事業者側でそれぞれ求められる取組
- 降雪地での居住経験の有無
- 「北海道さっぽろ圏移住フェア」での来場者アンケート結果と比較

- ・すべての設問ごとに単純集計し、委託者の指示に基づき、必要なクロス集計をすること。
- ・表およびグラフの作成や解説等を加え、視覚的にわかりやすくまとめること。

なお、表グラフの作成において、設問が「あてはまるものすべてに○をつける」場合は、『棒グラフ』、また、設問が「あてはまるもの 1 つに○をつける」の場合は、円グラフで作成すること。

### 【報告書作成・提出業務】

ア 集計に用いた「個票」「単純集計表」「クロス集計表」を Excel で納品すること。

イ 調査報告書は全編版と概要版(A3 サイズ2枚程度)にまとめて作成すること。

ウ 報告書の納品については、事前に委託者の承認を得るまで校正を受けることし、報告書の編集可能な電子データ、及び業務に用いた基礎資料データ(各集計表・調査画面含む)等を整理、収納した、電子媒体(CD-R 等)で1組提出すること。

## 5. 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 6. その他特記事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分な配慮をするとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」(別紙)に基づき、適切な措置を講ずること。

また、受託者は、本業務における個人情報の取扱状況について、個人情報取扱状況報告書の提出により、毎月、委託者へ報告すること。

### (3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

### (4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

### (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

## 7. 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109 E-mail：[ki.kikaku@city.sapporo.jp](mailto:ki.kikaku@city.sapporo.jp)